

2 第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する承認地域経済牽引事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日（平成29年7月31日）から平成31年3月31日までの期間（指定期間）内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以下「特定事業用機械等」という。）の取得等をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したときは、供用年度において、その特定事業用機械等の特別償却と法人税額の特別控除との選択適用ができるというものである（措法42の11の2①②）。

なお、本制度による特別償却限度額又は法人税額の特別控除限度額は、それぞれ次の算式により計算する（措法42の11の2①②）。

(1) 特別償却限度額

イ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 40\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 20\%$$

ロ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{特別償却限度額} = 100\text{億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 40\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = 100\text{億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 20\%$$

(2) 法人税額の特別控除限度額（調整前法人税額の20%を限度）

イ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 4\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 2\%$$

ロ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{税額控除限度額} = 100\text{億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 4\%$$

(㊦) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{税額控除限度額} = 100\text{億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 2\%$$

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている（措法68の14の3）。